# 邑楽町一般廃棄物処理基本計画 (案)

令和 6 年 3 月改定 <del>平成 26 年 4 月</del> 邑 楽 町

# 邑楽町一般廃棄物処理基本計画 第1章 基本計画策定趣旨\_\_\_\_\_\_1 第1節 計画策定の背景\_\_\_\_\_\_1 1. 法体系\_\_\_\_\_\_2 3. 計画の位置付け \_\_\_\_\_\_4 4. 計画対象地域\_\_\_\_\_\_\_5 5. 計画目標年度\_\_\_\_\_\_5 邑楽町ごみ処理基本計画 第1章 ごみ処理基本計画の基本的事項\_\_\_\_\_\_\_7 第1節 ごみ処理基本計画策定の背景 7 1. ごみ処理基本計画の位置付け 7 2. 計画の対象廃棄物\_\_\_\_\_\_\_8 第2章 ごみの現況\_\_\_\_\_\_9 第1節 ごみ排出状況\_\_\_\_\_\_9 1. ごみ処理体制\_\_\_\_\_\_9 2. ごみ排出量の実績\_\_\_\_\_\_\_10 3. ごみの発生排出抑制\_\_\_\_\_\_11 第2節 収集・運搬状況\_\_\_\_\_\_12 2. 家庭系ごみの分別排出の状況\_\_\_\_\_\_\_12 3. 事業系ごみの分別排出の状況\_\_\_\_\_\_12 4. ごみ処理手数料\_\_\_\_\_\_13 第 3 節 中間処理状況\_\_\_\_\_\_\_14 1. 焼却施設、破砕選別施設及び再資源化施設 14 2. 中間処理施設の処理状況\_\_\_\_\_\_\_15 第5節 資源化・再利用状況 20 1. 資源化の状況 20 第6節 現行ごみ処理の課題\_\_\_\_\_21 1. ごみの排出 21 2. 中間処理\_\_\_\_\_\_21

3. 最終処分	21
第3章 基本理念·基本方針	22
第1節 基本理念	22
第 2 節 基本原則	23
第3節 基本方針	24
第 4 節 数値目標	25
第5節 基本計画の施策体系図	
第4章 目標達成に向けた取組	27
第1節 ごみの減量化と資源化の推進	
1. 啓発・情報提供活動の充実	27
2. 発生抑制行動に対する取組の推進	27
3. 環境教育の実施	
4. ごみ処理手数料の適正化	
5. 資源化への取組	28
第2節 環境負荷軽減を考えた適正処理	29
1. 将来のごみ処理体制	29
2. 中間処理計画	31
3. 最終処分計画	31
4. ごみ処理施設の整備計画	31
第3節 環境美化の推進	32
1. 不法投棄対策	32
2. 街の美化	32
第4節 その他の計画	32
1. 災害廃棄物処理対策	32
第5節 三者の役割	33
第6節 ごみ排出量の将来予測	35
1. ごみ排出量	35
邑楽町生活排水処理基本計画	
第1章 生活排水処理計画の基本的事項	
第1節 生活排水処理基本計画策定の背景	
1. 生活排水処理基本計画の位置付け	
2. 計画の対象	37
第2章 生活排水の現況	38
第1節 生活排水処理体制	38
第2節 下水道	39

第3節 収集運搬体制	40
第4節 中間処理状況	
1. 中間処理体制(し尿処理施設)	
2. 放流水質	
3. し尿及び浄化槽汚泥の発生量	
第5節 最終処分状況	43
1. 最終処分体制	
2. 最終処分	43
第3章 生活排水処理の基本方針と基本的な取組	44
第1節 生活排水処理の基本方針	44
第2節 生活排水処理の基本的な取組	45
1. 公共下水道整備事業の推進	
2. 合併浄化槽の普及促進	45
3. し尿処理施設の維持管理	45
第3節 計画の見直し	46

※本文中の図について、四捨五入の関係で整合が取れない場合があります。

# 第1章 基本計画策定主旨

# 第1節 計画策定の背景

邑楽町は、一般廃棄物の処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)第6条に基づき、「邑楽町一般廃棄物処理基本計画」(以下、「基本計画」という。)を策定します。

この計画では、町民・事業者・行政が連携し、循環型社会\*\*の形成に貢献できる取組を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針を定めるものとします。

※「循環型社会」とは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」とされています。

### 第2節 計画の概要

### 1. 法体系

環境の保全についての基本理念を規定した「環境基本法(平成5年法律第91号)」に 則り、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として「循環型社会形成 推進基本法(平成12年法律第110号)」が制定されました。廃棄物の適正処理に関する 「廃棄物処理法」、リサイクルの推進に関する「資源の有効な利用の促進に関する法律(平 成3年法律第48号)」及び個別物品に応じたリサイクルに関する法律とともに循環型社 会の形成に向け実効ある取組みの推進を図っています。図1-1に循環型社会形成推進の ための法体系を示します。

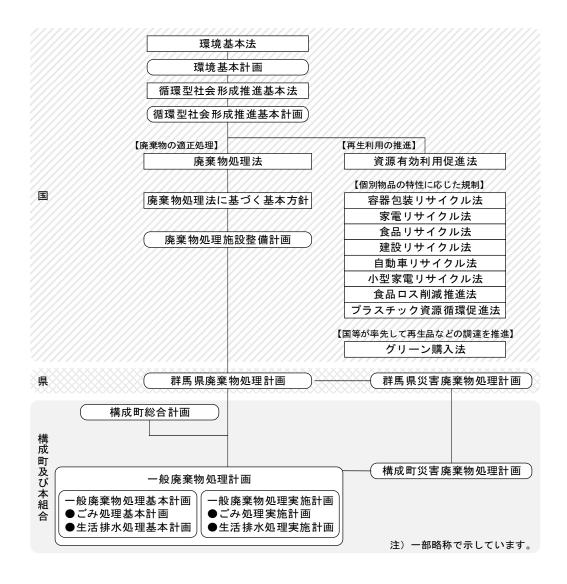


図 1-1 循環型社会形成推進のための法体系

### 2. 上位計画

基本計画の策定に当たっては、国、群馬県の上位計画を踏まえたものとします。

### 1) 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものです。「第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月19日閣議決定)」では、持続可能な社会づくりとの統合的な取組として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理の推進と環境体制」などが掲げられています。

# 2) 廃棄物処理法基本方針

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針(平成13年環境省告示第34号)(以下、「廃棄物処理法基本方針」という。)」が定められています。

廃棄物処理法基本方針においては、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び循環的利用を徹底したうえで、なお、適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本としています。

# 3) 第三次群馬県循環型社会づくり推進計画(令和3年3月)

群馬県では、県が目指すべき循環型社会の姿を示すとともに、その実現のために各主体に求められる役割や県の施策等を明確に示すために「第三次群馬県循環型社会づくり推進計画」を策定しています。第三次群馬県循環型社会づくり推進計画では、基本方向を次のように定めています。

### 《基本方針》

群馬県が目指す循環型社会の姿に向けて、県民、市民活動団体・NPO等、事業者、行政の各主体が役割を分担し、それぞれが自主的に互いに連携、協働して、次の5つの基本方針に基づき取組みを進めます。

- ①持続可能な社会づくりを目指した環境・経済・社会を統合した取組
- ②ごみの減量及び資源化の推進
- ③「ごみ」が「循環資源」として再認識され、排出の抑制と「質」の高い循環的な利 用が定着している社会の実現
- ④地域循環共生圏の形成による地域創生の実現
- ⑤大規模災害時にも対応できる広域処理体制の強化

### 3. 計画の位置付け

廃棄物処理法第6条第1項に、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に 関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。」とされて おり、基本計画は、図1-2に示す関連する諸計画との整合を図りながら策定しました。

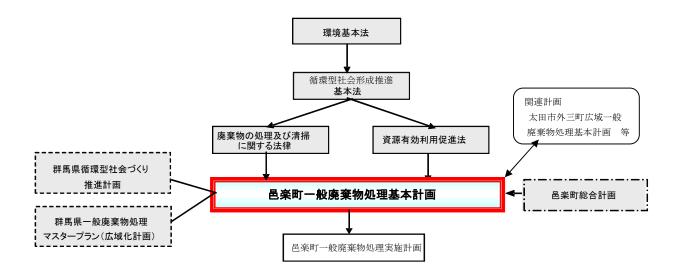


図 1-2 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

一般廃棄物処理計画は、ごみ及び生活排水(し尿等及び生活雑排水)を対象とし、長期的な視点に立った基本的な方針となる計画(一般廃棄物処理基本計画)と、その基本計画に基づき年度ごとに一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画(一般廃棄物処理実施計画)から構成されています。

# 4. 計画対象地域

基本計画の対象地域は、邑楽町の全域とします。

# 5. 計画目標年度

基本計画の計画期間は当初、平成26年4月から令和10年度までの15年間(ここでは前計画という)としていましたが、計画策定の前提となっている諸条件の大きな変動や計画内で掲げた数値目標、重点施策等についての達成度や各々の取組みの進捗状況を踏まえ見直しを行います。今回の改定では令和6年度を初年度とし、令和20年度までの15年間を計画期間(ここでは本計画という)とします。

また、計画を推進していくため、適宜各々の状況を把握するとともに、その効果等についても定期的に検討し、必要に応じ新たな対応を講じていくものとします。

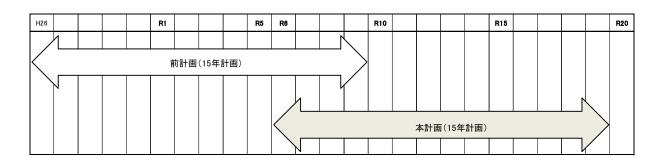


図 1-3 計画目標年度

# 邑楽町ごみ処理基本計画

# 第1章 ごみ処理基本計画の基本的事項

### 第1節 ごみ処理基本計画策定の背景

廃棄物の処理に関しては、「廃棄物処理法」に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきましたが、廃棄物処理法の改正、環境及びリサイクル関連法の施行に伴い、環境負荷の軽減、資源循環の促進に重点を置いた事業が求められるようになりました。

国においては、循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図るための基本的な枠組み 法となる「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、各種リサイクル法の制定等、循環 型社会形成を目指して法整備が進められ、令和4年度には「プラスチックに係る資源循環の 推進等に関する法律(プラスチック資源循環促進法)」が施行されました。

群馬県では、県の廃棄物処理計画として平成14年3月に第1次群馬県廃棄物処理計画、平成18年3月に第2次群馬県廃棄物処理計画を策定しました。その後、社会情勢の変化等を踏まえ、ごみの適正化処理計画を見直し、今後の県内の一般廃棄物処理広域化の方向性を示すため平成20年1月に「一般廃棄物処理マスタープラン」、令和3年3月に「群馬県循環型社会づくり推進計画」を策定しました。

群馬県の計画を受け、邑楽町ごみ処理基本計画では、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるための基本的な方針を定めるものとします。

### 1. ごみ処理基本計画の位置付け

一般廃棄物処理計画は、ごみ処理と生活排水処理の2編で構成されます。 ごみ処理基本計画は、一般廃棄物のうち、ごみ処理についての基本計画を定めます。

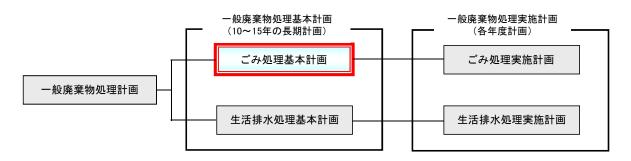


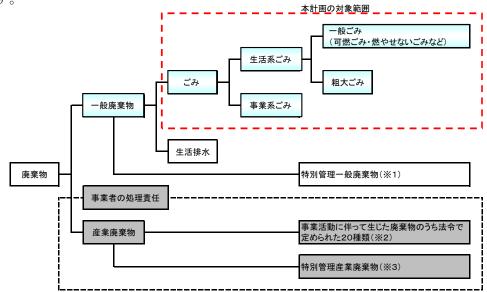
図 1-1 ごみ処理基本計画の位置付け

なお、邑楽町のごみ処理基本計画とは別に、一市三町では、ごみ処理を広域化で実施するうえで、その指標となる計画書として、太田市外三町広域一般廃棄物(ごみ)処理 基本計画を共同で策定しています。

### 2. 計画の対象廃棄物

廃棄物の区分を図 1-2 に示します。廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の 2 つに区分されます。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律その他政令で定められている 20 種類のものと、輸入された廃棄物のことを指します。

本計画において対象とする廃棄物は、一般廃棄物のうち生活排水を除く「ごみ」とします。



- ※1 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物(PCB 使用部品、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物)
- ※2 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鉱さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体の 19 種類と、産業廃棄物を処分するために処理したもので 19 種類の産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固形化物等)
- ※3 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物(廃油、廃 酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物等)

図 1-2 計画対象とする廃棄物

# 第2章 ごみの現況

### 第1節 ごみ排出状況

# 1. ごみ処理体制

邑楽町におけるごみ処理フローを図2-1に示します。

邑楽町の可燃ごみは、太田市外三町広域清掃組合クリーンプラザ(以下、「太田市外三町クリーンプラザ」という。) 〜搬入されます。

資源ごみ、不燃ごみ、不燃性の粗大ごみについては太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザ(以下、「太田市外三町リサイクルプラザ」という。)へ搬入され、その後の処理処分については太田市外三町広域清掃組合(以下、「太田市外三町組合」という。)が行っています。

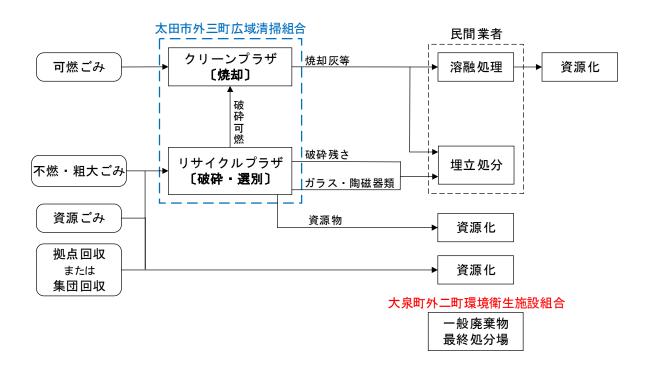


図 2-1 ごみ処理処分フロー(令和5年4月)

# 2. ごみ排出量の実績

# 1) ごみ総排出量

# ①ごみ排出量

邑楽町のごみ排出量実績は、図 2-2 に示すとおりです。ごみ総排出量及び原単位ともに平成 26 年度から平成 29 年度にかけては減少傾向を示し、平成 29 年度から令和 2 年度までは増加傾向を示し、令和 3 年度以降大きく減少しています。

表 2-1 ごみ排出量の実績(邑楽町)

(単位: t/年)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人	口 (人)	27, 404	27, 222	27, 000	26, 904	26, 824	26, 731	26, 432	26, 241	26, 044	25, 787
	可燃ごみ	7, 126	7, 118	7, 052	6, 880	6, 558	6, 372	6, 391	6, 480	5, 786	5, 767
家	不燃ごみ	250	247	227	214	208	213	220	280	198	177
庭	資源ごみ	518	521	554	645	624	1, 022	1,078	1, 349	1, 130	1, 143
系	その他ごみ	12	12	11	10	10	10	15	16	23	0
ご	粗大ごみ	59	53	57	60	317	174	167	206	102	89
み	集団回収	155	63	35	32	36	32	29	27	30	19
	計	8, 120	8, 014	7, 936	7, 841	7, 753	7, 823	7, 900	8, 358	7, 269	7, 195
	可燃ごみ	1, 519	1, 706	1, 824	1, 851	1, 805	1, 651	1,630	1, 628	1, 384	1, 487
事	不燃ごみ	0	12	10	12	12	11	9	8	8	8
業系	資源ごみ	18	16	0	0	0	0	0	0	0	0
ボご	その他ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	2	1	1	0	5	3	7	8	22	29
	計	1, 539	1, 735	1, 835	1, 863	1, 822	1, 665	1, 646	1, 644	1, 414	1, 524
	総計	9, 659	9, 749	9, 771	9, 704	9, 575	9, 488	9, 546	10, 002	8, 683	8, 719
原単	植位(g/人·日)	966	981	989	988	978	972	987	1, 044	913	926

資料:一般廃棄物処理実態調査

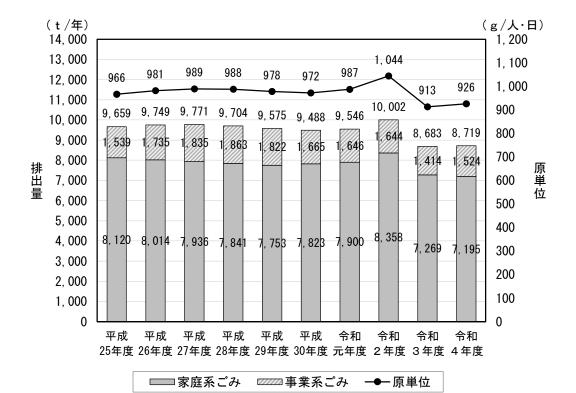


図 2-2 ごみ排出量の推移(邑楽町)

# 3. ごみの発生排出抑制

1) ごみ発生排出抑制の状況

邑楽町におけるごみの発生排出抑制の主な施策は、次のとおりです。

- ○生ごみ処理機等の購入補助支援
- ○集団回収に対する奨励金
- ○資源物の分別回収(リサイクルステーションの設置及び利用促進)
- ○環境教育(出張講座)の実施
- ○広報紙、回覧、ホームページ等を活用した広報・啓発活動
- ○ごみステーションの整備に係る助成

# 2) ごみの自家処理

邑楽町における生ごみ処理機等の補助実績を基に、生ごみが減量化された推定重量値 \*\*を表 2-2 に示します。

表 2-2 生ごみ処理機等の補助実績

(単位:基)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
処理容器	20	15	32	25	21
電気式処理機	2	1	5	5	6
合計	22	16	37	30	27

# 第2節 収集·運搬状況

# 1. 収集·運搬体制

家庭系ごみの収集は、自己搬入または委託業者によって収集運搬され、事業系ごみの 収集は、自己搬入または許可業者によって収集運搬されています。

# 2. 家庭系ごみの分別排出の状況

表 2-3 に邑楽町の家庭系ごみ分別区分及び収集頻度を示します。

表 2-3 ごみ分別区分及び収集頻度

分別項目	具体的品目		排出形態	収集頻度	
燃えるごみ	生ごみ、枝木、雑草、皮、ゴム製		透明・半透明の袋	週 2 回	
燃えないごみ	ガラス製品、陶器類、金属類(針ど)、割れたビンや資源ごみで出 定袋に入る家電製品	透明・半透明の袋	隔週1回		
		無色透明	白色コンテナ		
	ビン (飲料用、食料用)	茶色	茶色コンテナ		
		その他の色	青色コンテナ		
	カン(飲料用、食料用)	緑色ネットコンテナ			
資源ごみ	ウタトレノ がい。 b		白色トレイは青色ネット	隔週1回	
	白色トレイ、紙パック		紙パックは拠点回収		
	ペットボトル	緑色コンテナ			
	容器包装プラスチック		青色ネット		
	古紙類(雑誌、雑紙、ダンボー)	紐等でしばる			
	蛍光灯、水銀体温計		水色コンテナ		
危険ごみ	乾電池、電子たばこ		専用の回収容器	隔週1回	
	スプレー缶、ライター、カセッ	トボンベ	オレンジ色コンテナ		
粗大ごみ	家具類、たたみ等		自己搬入	随時	

<sup>※</sup>この他、分別収集拠点回収施設(リサイクルステーション)を2箇所設置。

# 3. 事業系ごみの分別排出の状況

事業系ごみについては、太田市外三町クリーンプラザ・太田市外三町リサイクルプラザで受入を行っています。

# 4. ごみ処理手数料

表 2-4 に邑楽町のごみ処理手数料を示します。

表 2-4 ごみ処理手数料

搬入先	価格			
太田市外三町クリーンプラザ	可燃ごみ	130 円/10kg		
太田市外三町リサイクルプラザ	不燃ごみ	130 円/10kg		
太田市外三町リサイクルプラザ	資源ごみ	無料		

事業系は全て 200 円/10kg

# 第3節 中間処理状況

1. 焼却施設、破砕選別施設及び再資源化施設

中間処理は、現在、太田市外三町クリーンプラザ及び太田市外三町リサイクルプラザで適正に処理しています。施設の概要を表 2-5 に示します。太田市外三町クリーンプラザは稼働後 2 年と比較的新しいですが、太田市外三町リサイクルプラザは稼働後 19 年が経過しており、設備の老朽化が見られます。

表 2-5 中間処理施設の概要

	太田	日市外三町広域清掃組合					
施設名称	クリーンプラザ【焼却施設】 リサイクルプラザ【破砕選別施設】						
所在地	太田市細谷町 604 番地の 1						
敷地面積	$28,248\mathrm{m}^2$	17, 200 m <sup>2</sup>					
		73 t /5h					
処理機 及び 処理能力	連続燃焼式ストーカ炉 330 t/日(165 t /24h×2 炉)	○不燃ごみ・不燃性粗大ごみ処理設備 ○可燃性粗大ごみ処理設備 ○資源ごみ処理設備 ペットボトル 白色トレイ 紙パック その他プラスチック製容器包装 ○ビン類処理設備 【併設工場】 ○社会福祉法人 杜の舎 カン類	45. 0 t/5h 9. 5 t/5h 4. 0 t/5h 0. 5 t/5h 1. 0 t/5h 1. 5 t/5h 11. 5 t/5h				
竣工	令和3年4月	平成 16 年 3 月					

### 2. 中間処理施設の処理状況

# 1) 焼却施設の処理量

過去 5 年間(平成 30 年度~令和 4 年度)の焼却施設の処理量は、表 2-6 及び図 2-3 に示すとおりです。令和 3 年度より太田市外三町クリーンプラザで処理しており、溶融スラグの資源化により資源化量が大きくなっています。令和 4 年度の焼却処理量は 24,688 t、資源化量 1,183 t (焼却処理量に対し 4.8%)、焼却残渣量 1,045 t (同 4.2%) となっています。

表 2-6 焼却施設の処理量(構成町全体)

1 111				/ - \
(里	位	•	t	/年)

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度						
_		- 101: -" -											
直		可燃ごみ	26,373	26,669	26,724	24,065	24,218						
	接焼	資源ごみ	588	0	874	0	0						
搬入	却	粗大ごみ	149	293	279	0	0						
量	量		27,110	26,962	27,877	24,065	24,218						
	粗ブ	てごみ処理施設からの搬入	230	274	306	540	470						
		≣†	27,340	27,236	28,183	24,605	24,688						
焼却	印処理	量	3,993	3,399	3,618	2,868	2,228						
		紙類	55	0	79	0	0						
	>×	金属類	20	27	18	4	29						
処	資源化量	化	化	化		化	化	ブラスチック類	2	0	0	0	0
理								化量	溶融スラグ	0	0	0	1,540
後	<b></b>	その他	531	0	795	131	97						
		≣†	608	27	892	1,675	1,183						
	焼麸	印残渣量	3,385	3,372	2,726	1,193	1,045						

注) 3町積み上げの数値を示します。

資料:一般廃棄物処理実態調査

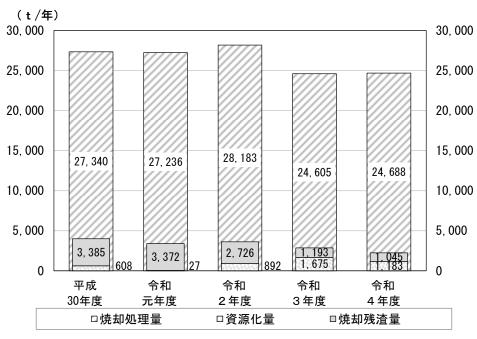


図 2-3 焼却処理量等の推移 (構成町全体)

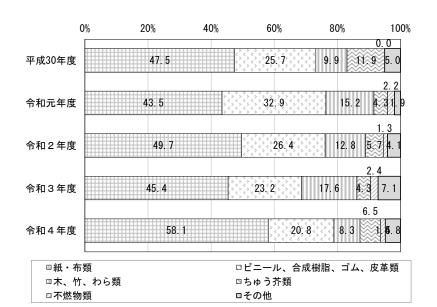
ごみの性状として、焼却施設のごみ組成分析結果を整理します。

過去5年間(平成30年度~令和4年度)の可燃ごみのごみ組成分結果は、表2-7に示すとおりです。ただし、平成30年度から令和2年度までを大泉町外二町清掃センター、令和3年度以降は太田市外三町クリーンプラザの数値を整理します。

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
	紙・布類	%	47.5	43.5	49.7	45.4	58.1	
ごみへ	ビニール、合成樹脂 ゴム、皮革類	%	25.7	32.9	26.4	23.2	20.8	
組乾 成べ	木、竹、わら類	%	9.9	15.2	12.8	17.6	8.3	
分1	ちゅう芥類	%	11.9	4.3	5.7	4.3	6.5	
析 ス 結 <sup>)</sup>	不燃物類	%	0.0	2.2	1.3	2.4	1.5	
果	その他	%	5.0	1.9	4.1	7.1	4.8	
	計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
単位容和	· 查重量	kg/m3	132.8	120.8	119.3	124.3	122.8	
	水分	%	47.1	45.4	41.9	41.8	36.1	
三	可燃物	%	48.7	49.7	53.0	51.3	57.3	
三 成 分	灰分	%	4.2	4.9	5.2	6.9	6.6	
	計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
定位発熱:	 量(実測値)	kJ/kg	9,283	10,225	12,283	9,515	11,408	

表 2-7 可燃ごみのごみ組成分析結果

注)令和2年度までは大泉町外二町清掃センター、令和3年度以降は太田市外三町 (広域清掃組合)クリーンプラザの数値を示します。



資料:一般廃棄物処理実態調査

図 2-4 可燃ごみのごみ組成(乾ベース)の推移

# 2) 粗大ごみ処理施設の処理量

過去5年間(平成30年度~令和4年度)の太田市外三町リサイクルプラザの処理量及び処理内訳は、表2-8及び図2-5に示すとおりです。処理量は令和3年度をピークに減少傾向がみられます。

処理内訳を見ると、令和4年度において、資源化量1,210 t (59.7%)、焼却処理量470 t (23.2%)、最終処分量311 t (15.3%)となっています。

表 2-8 粗大ごみ処理施設の処理量及び処理内訳(構成町全体)

(単位: t/年)

(+   )							<u> </u>												
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度												
	不知	然ごみ	874	895	1,020	821	715												
搬	資湯	原ごみ	815	803	850	921	741												
入	~ (	D他ごみ	29	47	49	57	122												
量	粗力	大ごみ	223	262	367	499	449												
		計	1,941	2,007	2,286	2,298	2,027												
処理	里量		1,941	2,007	2,286	2,327	1,991												
	資源化量	紙バック	13	13	13	13	11												
		源化	源	源	<b>&gt;</b> ₹	金属類	528	552	638	486	400								
						.æ.	, <u>,</u>	. <del>,</del>	· /	· /	. <del>,</del>	, T	, T	<u>"</u>	ガラス類	394	375	387	362
					ベットボトル	144	146	155	154	144									
処理			白色トレイ	1	1	2	2	4											
後			容器包装ブラスチック	138	144	156	168	155											
		その他	30	45	49	177	172												
		≣†	1,248	1,276	1,400	1,362	1,210												
	焼却処理量		230	274	306	540	470												
	処理	里残渣(最終処分量)	463	457	580	425	311												

注) 3町積み上げの数値を示します。

資料:一般廃棄物処理実態調査

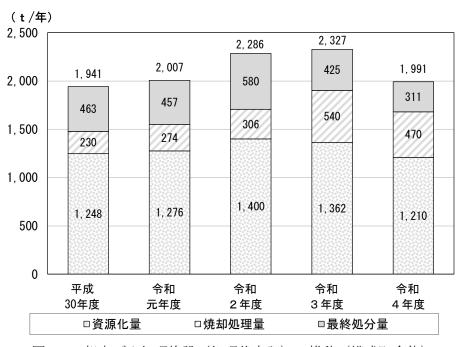


図 2-5 粗大ごみ処理施設(処理後内訳)の推移(構成町全体)

# 3) リサイクル

①太田市外三町リサイクルプラザにおける処理量

一市三町の不燃ごみ、不燃性粗大ごみは、藪塚本町から排出される一部を除き、 太田市外三町リサイクルプラザ〜搬入し破砕、選別、保管し、民間業者に資源化委 託しています。

太田市外三町リサイクルプラザの搬入搬出量を表 2-8~9 に示します。 太田市外三町リサイクルプラザ搬出量の約70%が資源回収されています。

表 2-9 市町別太田市外三町リサイクルプラザ搬入量

搬入量	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
太田市	t/年	6, 667	6, 838	7, 482	7, 029	6, 762
千代田町	t/年	362	373	408	373	332
大泉町	t/年	1, 017	1, 050	1, 185	1, 200	1, 083
邑楽町	t/年	579	593	700	618	522
計	t/年	8, 625	8, 854	9, 775	9, 220	8, 699

表 2-10 太田市外三町リサイクルプラザ搬出量内訳

搬入量	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資源化物	t/年	8, 773	9, 150	9, 925	9, 267	8, 708
可燃残渣	t/年	2, 154	2, 381	2, 360	2, 132	2, 144
不燃残渣	t/年	1, 875	1, 902	2, 032	1, 787	1, 923

# 第4節 最終処分状況

# 1. 最終処分体制

令和3年3月までは、大泉町外二町については、邑楽町内の最終処分場へ大泉町外二町清掃センターから搬出される焼却灰を埋立処分していました。太田市外三町クリーンプラザが稼働した令和3年4月からは、中間処理後(太田市外三町クリーンプラザ及び太田市外三町リサイクルプラザ)の焼却残渣及び破砕残渣のうち再生利用されないものはすべて民間委託処分を行っています。

# 第5節 資源化·再利用状況

# 1. 資源化の状況

1) 家庭系資源ごみ量の内訳を表 2-15 に示します。

表 2-15 家庭系資源ごみ分別収集量(邑楽町)

(単位: t/年)

_										(単位	: t/+/
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	新聞	61	62	54	47	47	47	46	43	68	
	雑誌	54	54	56	61	52	61	66	75	105	253
	ダンボール	42	41	39	36	38	36	38	41	60	
	紙パック	5	5	5	4	3	4	4	4	4	3
家	スチール缶	32	33	26	21	21	19	17	19	15	122
庭	アルミ缶	26	26	26	25	24	22	24	27	25	122
系資	びん	165	160	159	144	140	132	125	128	120	92
源	ペットボトル	52	51	49	47	46	48	49	52	51	41
Ť	白色トレイ	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
み	プラ製容器包装	44	45	44	44	45	46	48	52	55	44
	布類	0	0	0	0	0	3	4	6	8	15
	剪定枝等	37	44	96	216	208	604	657	901	618	522
	その他	37	44	90	210	200	004	007	901	010	50
	計	518	521	554	645	624	1, 022	1, 078	1, 349	1, 130	1, 143

資料:邑楽町提供数値

# 2) ごみの民間資源回収の状況

邑楽町では、住民の協力のもと住民団体により集団回収を行っています。集団回収の 実績を表 2-16 に示します。

また、古着のイベント回収を実施し、回収した古着を NPO に資源化委託しています。

表 2-16 集団回収量の実績(邑楽町)

(単位: t/年)

										(+ 12	. ι/ <del>ተ</del> /
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	新聞	105	40	25	21	22	19	16	13	16	9
紙	雑誌	26	10	6	6	7	6	5	7	6	4
類	ダンボール	19	7	4	4	6	6	8	6	8	6
	計	150	57	35	31	35	31	29	26	30	19
紙ノ	パック	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
金	スチール缶	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
属	アルミ缶	3	4	0	1	1	1	0	0	0	0
類	計	5	6	0	1	1	1	0	0	0	0
	計	155	63	35	32	36	32	29	27	30	19

資料:一般廃棄物処理実態調査

# 第6節 現行ごみ処理の課題

# 1. ごみの排出

# 現状

- ・ごみ総排出量及び原単位ともに近年減少傾向を示していますが、国や県の目標である1 人1日当たりのごみ排出量は目標を達成できていません。
- ・令和4年4月にプラスチック資源循環促進法が施行され、プラスチック製容器包装に加 え、プラスチック製品の分別収集、再商品化に努める必要があります。

# 課題

- ・ごみ総排出量や原単位は減少していますが、国や県の目標を達成するため、ごみの発生・ 排出抑制や資源化を促進する必要があります。本町の排出抑制・資源化施策に協力・支 援を行っていく必要があります。
- ・プラスチック資源循環促進法に則った分別や収集運搬、資源化方法等を検討する必要が あります。

### 2. 中間処理

# 現状

- ・本町の中間処理は、現在、太田市外三町クリーンプラザ及び太田市外三町リサイクルプラザにて適正に処理を行っています。
- ・大泉町外二町の焼却施設は、令和3年4月の太田市外三町クリーンプラザの稼働開始により、処理が終了しました。

# 課題

・処理が終了となった大泉町外二町の焼却施設(敷地内)では、粗大ごみの一時保管等を行っています。前節にあるように、プラスチック資源循環促進法が施行され、プラスチック製品の資源化も必要となります。本町においてもプラスチック製品も含め、さらなる資源化に努める必要があります。

# 3. 最終処分

# 現状

・最終処分量は国や県の目標を達成しています。

# 課題

・本地域だけでなく、新たに最終処分場を確保することは困難な状態となっています。委 託を含めた処分先の確保を検討する必要があります。

# 第3章 基本理念·基本方針

# 第1節 基本理念

近年、我が国では、これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄社会」の"量"に起因した問題だけでなく、有用な希少金属や有害物質を含む電気電子機器廃棄物への対応など"質"を見る重要性も高まりつつあります。そのような中、第三次循環型社会形成推進基本計画が策定され、循環を"量"の側面から捉えて廃棄物の減量化に重きをおいてリサイクル等を推進していくというステージから、循環を"質"の面からも捉え廃棄物等を貴重な資源やエネルギー源として一層有効活用して資源生産性を高め、枯渇が懸念される天然資源の消費を抑制するという新たなステージに進んでいます。

これらのことを踏まえ循環型社会を実現するためには、4Rを推進することにより、ものが循環し環境負荷の少ない低炭素社会、循環型社会の構築に向けた取組みを行っていくことが重要です。

一方で、群馬県においては群馬県一般廃棄物処理マスタープランによって、効率的な処理 が可能な広域ブロック区分を設定し、それに基づいたごみ処理の広域化を推進しています。 ごみ処理を広域化することによって、施設の集約化に伴う施設建設費・維持管理費の削減、 環境負荷の低減が期待でき、安定的で効率的なごみ処理が可能となります。

これらの背景から、邑楽町では、太田市、千代田町、大泉町とともに、新しいごみ処理体制を確立し、協働してごみ処理を行い、持続可能な社会を構築していくこととし、一市三町の共通の基本理念として、以下のように定めます。

# みんなで考えようごみのこと、次の世代につなぐ4R社会

### 4 R運動の推進

Refuse リフューズ (発生回避): 余計なものは買わない、使わない、貰わない。

Reduce リデュース (発生抑制):使い捨てのものは買わず、詰め替え品を選ぶ。

きちんと計画を立て、必要な量だけ買う。

長持ちするものを選んで買う。

Reuse リユース(再使用) : 再利用できる容器を使ったものを買う。

不用になった物は、他の人に使ってもらう。

Recycle リサイクル(再生利用):不用品(ごみ)は、資源としてリサイクルする。

再生原料を使っているリサイクル製品を使う。

# 第2節 基本原則

本計画を遂行するためには、基本理念に基づいて住民・事業者・行政の三者がごみの排 出抑制、資源化の推進に向けた4R運動に参画し、それぞれの役割を果たすことが必要と なります。また、取組の実施においては、三者が協働、連携し取り組むことにより、より高 い水準のごみ排出抑制、資源化が可能となります。

基本原則として、本地域に関わる各者が以下のような役割分担のもと取り組んでいくものとします。

本計画の基本原則を以下のとおりとし、計画の遂行に取り組んでいくものとします。

# 住民・事業者・行政の4R運動への参画と協働 住民 ・ごみの発生・排出抑制 ・資源分別の徹底等 ・行政・事業者への協力 等 ・排出されたごみの適正処理 ・ごみ減量に向けた施策の 推進 等

# 第3節 基本方針

基本理念の実現に向け、3つの基本方針を設定します。

# 基本方針1:ごみの排出抑制と資源化の推進

安定的・継続的にごみ処理が図られるよう、ごみ処理量の削減に取り組み、ごみ処理状況の情報を積極的に発信し、住民・事業者にごみの排出抑制や資源化を促進し、安定的・継続的な処理を推進します。

# 基本方針2:環境負荷軽減を考えた処理体制の確立

ごみ処理は、生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から不可欠であり、適正処理を推進する必要があります。環境に配慮したごみ処理を推進するには、限りある資源を有効利用し、適正処分することが重要です。

# 基本方針3:環境美化の推進

美しい街づくりを推進するため、住民、事業者、行政が連携して清掃活動やポイ捨て防止、環境意識の向上に繋がる活動を行っていきます。

# 第4節 数値目標

基本理念に基づき、ごみの減量化、資源化に係る目標値を以下のとおり定めます。

表 3-1 目標値(邑楽町)

	実績値	目標値
	(令和4年度)	(令和20年度)
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (資源等除く)	641.0g/人·日	608.9g/人·日
(減量化率)	(-)	(△5.0%)
事業系ごみ量	4.17 t /日	3.96 t/日
(減量化率)	(-)	(△5.0%)
資源化率	17.3%	17.5%
最終処分量	111 t /年	95 t /年
(減量化率)	(-)	(△14.5%)

表 3-2 目標値(大泉町外二町全体)

	実績値	目標値
	(令和4年度)	(令和20年度)
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (資源等除く)	701.9g/人·日	642.6g/人·日
(減量化率)	(-)	(△8.4%)
事業系ごみ量	14.60 t /日	13.34 t /日
(減量化率)	(-)	(△8.6%)
資源化率	15.6%	16.4%
最終処分量	1,356 t/年	1,146 t /年
(減量化率)	(-)	(△15.5%)

# 第5節 基本計画の施策体系図

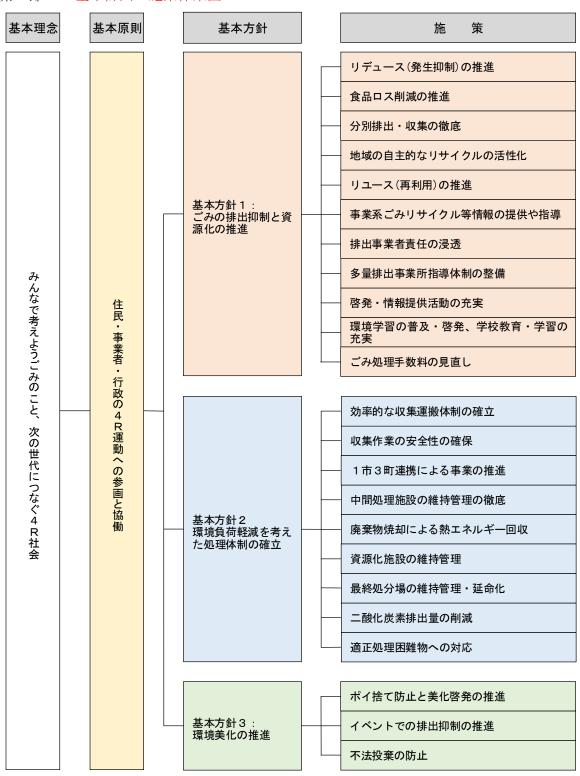


図 3-1 施策体系図

# 第4章 目標達成に向けた取組

### 第1節 ごみの減量化と資源化の推進

4R の基本的な考え方として、リフューズ、リデュースを優先して推進し、それでも排出されるものについてリユース、リサイクルするものとします。

# 1. 啓発・情報提供活動の充実

広報紙やホームページ、パンフレット、ポスター等活用して、排出抑制、再使用、再利用によるごみの減量化・資源化のための情報を継続して提供します。

発信する情報としては、ごみの分け方、出し方だけでなく、発生抑制、再使用の取組みを重点的に取り上げるとともに、住民・事業者のニーズに合わせて必要な情報をわかりやすく住民・事業者に提供し、環境意識の高揚を図ります。

そのために、以下に掲げる活動を行います。

- 1) 広報紙、ホームページによる情報提供【継続】
- 2) ごみ減量化イベントの開催【継続】
- 3) 事業者への情報提供【継続】

また、生活環境委員や地域などと連携し、ごみをつくらない、出さないための行動を 呼びかけていきます。

### 2. 発生抑制行動に対する取組の推進

住民や事業者の独自性を優先した発生抑制の取組を推進するために、以下に掲げる活動を支援します。

- 1)地球に優しい買い物運動の推進【継続】
- 2) リサイクルイベントの開催【継続】
- 3) 生ごみ処理機器購入者補助【継続】
- 4) 生ごみ水切り推進【継続】
- 5) 剪定枝、草の乾燥推進【継続】

### 3. 環境教育の実施

教育機関やボランティア団体との連携を強化し、各団体が主催する研修会などに邑楽町または組合職員が講師として参加し情報の提供、環境学習の普及・啓発を図ります。 そのために、以下に掲げる活動を行います。

- 1) 学校教育における 4R 運動学習プログラムの提供【継続】
- 2) 住民が環境に対する知識と行動を習得する場の提供【継続】

# 4. ごみ処理手数料の適正化

排出者負担の原則、ごみ処理費用負担の公平性から家庭系ごみの有料化や事業系ごみ 処理手数料の見直しを検討します。

処理手数料の見直しにあたっては、他自治体の動向を把握するとともに、処理コストの把握に努め、適正な料金体系の見直しを検討します。

# 5. 資源化への取組

不要となったものを再使用、再生利用するための仕組みづくりを行うとともに分別排 出の徹底、住民や事業者の自主的な資源化の取組を推進していきます。

そのために、以下に掲げる活動を行います。

- 1)集団資源回収活動への助成【継続】
- 2) グリーン購入のすすめ【継続】
- 3) 分別区分の適宜見直し【継続】
- 4) 事業系ごみの資源化の促進【継続】
- 5) リサイクルステーションの設置及び利用促進【新規】

# 第2節 環境負荷軽減を考えた適正処理

可燃ごみは、不燃ごみ・資源ごみは引き続き太田市外三町組合の処理施設で適正に処理を行っていきます。

拠点回収等の資源ごみについては、町が民間業者を通じて資源化することを継続します。なおプラスチック製品に関して、再商品化事業者の選定にあたっては、(公財)日本容器包装リサイクル協会登録事業者に限らず、その他の再生事業者も含めて幅広く情報収集を行い、事業者を選定します。また、収集にあたっては大泉町外二町環境衛生施設組合が計画している焼却施設跡地を利用したマテリアルリサイクル推進施設(以下「ストックヤード」という。)の活用を検討します。

### 1. 将来のごみ処理体制

1) 将来のごみ処理フロー ごみ処理フローを図 4-1 に示します。

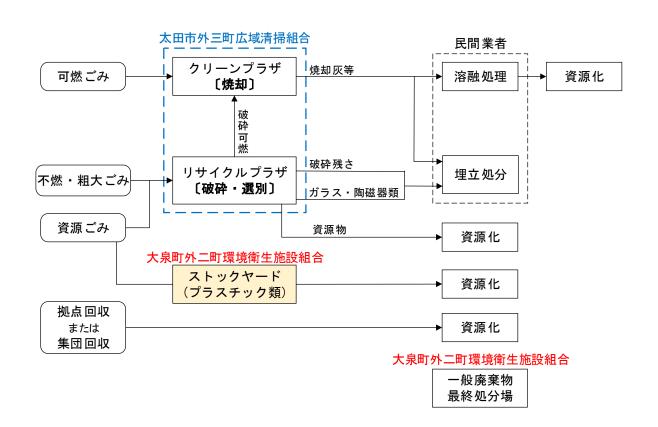


図 4-1 将来のごみ処理フロー

# 2) 分别区分

表 4-1 将来のごみ分別区分

分別区分		主なごみの種類						
可燃	ごみ(燃えるごみ)	リサイクルに適さない紙類、木くず、衣類、布、台所から出る生ごみ など						
不燃み)	ごみ(燃えないご	金属類 (鍋、フライパンなど)、ガラス類、割れたビン、汚れたカン など						
不燃	性粗大ごみ	袋に入らない大型の燃えないごみ など						
可燃	性粗大ごみ	袋に入らない大型の燃えるごみ など	`					
ペットボトル		PET識別マークがあるプラスチックボトル 例)食品用						
	白色トレイ	プラ識別マークがあるもの 白色 (真っ白) の発泡スチロール製の 食品用トレイ 例)鮮魚、精肉、惣菜、青果など						
資源ごみ	紙パック	紙パック識別マークがあるもの 例) 牛乳パック、果汁ジュースなど						
ごみ	容器包装プラスチック	プラ識別マークがあるもの例) 品物が包まれた容器包装類、色つきトレイ、卵や豆腐のパック、シャンプー等のボトル類、ペットボトルのキャップ・ラベル、発泡スチロールなど						
	ビン	無色透明・茶色・その他の色	例)食品用、化粧品用					
	カン	スチール・アルミ	例)食品用					
	プラスチック 製品	プラスチックでできたもの	例)くし、バケツ、おもちゃ					
	乾電池	筒型・ボタン乾電池・充電用電池						
	電子たばこ	電子たばこ・加熱式たばこ						
危険ごみ	蛍光管・電球 体温計・血圧計 (水銀含む)	蛍光管(直管・環状・LEDタイプ)、 計・血圧計	、電球、水銀体温計・血圧計、電子体温					
<i>o</i>	ライター	使い捨てライター など	使い捨てライター など					
	スプレー缶・カ セットボンベ	化粧品・整髪料・塗料・殺虫剤・消臭剤 など						

# 2. 中間処理計画

中間処理は、組合による共同処理体制を維持し、環境負荷の少ない中間処理を行っています。

# 3. 最終処分計画

埋立対象物は、組合からの焼却灰や破砕残渣となりますが、最終処分量の減量化のため、ごみそのものの排出抑制や資源化への転換が必要であり、町民や事業者のごみに対する意識の向上に努めていきます。

# 4. ごみ処理施設の整備計画

大泉町外二町環境衛生施設組合では、さらなる資源化に向け、ストックヤードを整備 します。供用開始は令和9年4月を予定しています。施設の概要を下記に示します。

ストックヤードの概要

施設名称	(仮称) 大泉町外二町環境衛生施設組合ストックヤード			
設置主体	大泉町外二町環境衛生施設組合			
設置場所	大泉町大字上小泉 330 番地の 1			
	(大泉町外二町清掃センター焼却施設跡地)			
施設規模	約 400 ㎡			
処理方式	一時保管			
供用開始	令和9年4月(予定)			

# 第3節 環境美化の推進

### 1. 不法投棄対策

ごみステーションへの不適切排出や私有地等への不法投棄があります。不法投棄は、 投棄された土地所有者に責任が生じるため、土地所有者への周知や不法投棄パトロール の強化等を周辺自治体等と協力し、廃棄物の不法投棄の防止に努めていきます。

# 2. 街の美化

美しい街づくりを推進するため、住民、事業者、行政が連携して清掃活動やポイ捨て 防止、植栽・植林を行う活動を行っていきます。

# 第4節 その他の計画

# 1. 災害廃棄物処理対策

災害発生時の廃棄物処理については、各町の地域防災計画に沿って、ごみの収集運搬、中間処理、最終処分を行うこととなっていましたが、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的として「邑楽町災害廃棄物処理計画(令和5年3月)」を策定しました。

災害廃棄物の処理体制については、太田市外三町組合及び大泉町外二町組合と協議するとともに、周辺自治体・一部事務組合との相互の速やかな支援体制を予め協議・構築していきます。

## 第5節 三者の役割

本計画を推進するために定めた基本方針に基づいて、住民・事業者・行政が行うべき取組みを以下の表 4-に示します。

表 4-2 住民・事業者・行政の取組み (1/2)

針	施策	行政	事業者	住民	
	啓発・情報提供活動の充実	・発生・排出抑制方法の周知 ・店舗へ要請 ・イベント会場でごみの減量や資源化を PR	・食品リサイクル法への取組み ・やさしい買い物運動 ・過剰包装の削減 ・電子化によるペーパーレス化の推進 ・環境配慮型店舗への転換	<ul> <li>・レジ袋の削減、マイバッグ持参</li> <li>・詰め替え製品の購入</li> <li>・製品の長期使用</li> <li>・エコクッキング</li> </ul>	
	発生抑制行動に対する取組みの推進	・地球に優しい買い物運動の推進 ・リサイクルイベントの開催 ・生ごみ水切りの推進 ・剪定枝、草の乾燥推進	・優しい買い物運動(簡易包装、レジ袋・トレイ削減、ばら売り・量り売り等)・生ごみ水切り・剪定枝、草の乾燥	・マイバッグの持参 ・優しい買い物運動実施 ・生ごみ水切り ・剪定枝、草の乾燥	
ごみの発生抑	ごみ処理手数料の見直し	・ごみ有料化の検討 ・ごみ処理手数料の見直し ・一般廃棄物処理システムによる評価の 検討			
制の取組み	環境学習の普及・啓発 学校教育・学習の充実	<ul> <li>・施設見学会の開催</li> <li>・学習ブログラムの充実</li> <li>・各種団体との連携</li> <li>・副読本等による情報提供</li> <li>・出前講座の実施</li> <li>・学校との連携</li> </ul>	・環境教育の充実 ・行政との連携	・研修会へ参加 ・ごみの分別、適正排出	
	排出事業者責任の浸透	・情報の提供 ・実施要請	・拡大生産者責任の認識と実行 ・環境にやさしい商品の開発 ・廃棄物の自主回収	・環境にやさしい商品の購入	
	多量排出事業所指導体制の整備	・処理計画書提出要請の検討[町、組合] ・立ち入り調査の検討	・計画書・報告書の提出		
	資源化推進のための仕組みづくり	・不用品の情報提供 ・リサイクルショップの利用促進 ・グリーン購入への推進	・再使用の推進 ・リサイクルショップ等の設立 ・グリーン調達	・繰り返し使用する ・リターナブル商品の使用 ・フリーマーケット等の活用 ・グリーン購入	
資源	分別排出・収集の徹底	・搬入検査の強化 ・外国語表記のパンフレット作成 ・適正処理困難物の事業者回収の法整 備に向けた働きかけ ・分別の手引き配布 ・地域との連携 ・分別区分の適宜見直し ・小型家電、レアメタルの分別回収 ・資源ごみ持ち去りの規制、パトロール の実施	・適正な分別排出 ・店頭回収の促進 ・各種リサイクル法に基づき資源化の推進	-適正な分別排出 -拠点回収への協力 -店頭回収の積極的利用 -資源物持ち帰りの通報	
化への取	地域の自主的な取組みの活性化	<ul><li>・集団回収活動への助成</li><li>・活動の情報提供</li></ul>	・活動への協力	・活動への参加	
和み	生ごみ堆肥化への取組み推進	・生ごみ処理機器等購入助成 ・生ごみ滅量に関する啓発 ・堆肥化の推進、堆肥活用策の検討	・食べ残し削減の工夫 ・食品廃棄物の自己処理 ・食品リサイクルの推進	・コンポスター等の使用による生ごみ減量 ・水切りの徹底 ・調理の工夫、食べ残しをしないなどの 実理をつくらないライフスタイルへの転換	
	剪定枝等再生利用の検討	<ul><li>・剪定枝再生利用の検討</li><li>・廃食用油の拠点回収の継続及び検討</li></ul>	-適正な自己搬入 -回収拠点の提供	・適正な自己搬入	
	事業系ごみの資源化情報の提供や指導	・排出事業者への分別指導等の啓発 ・情報提供 ・パンフレットの発行 ・搬入検査の実施	・ごみの減量及び分別の徹底 ・従業員を対象とした学習会の実施 ・機密文書、シュレッダーごみ資源化の 推進		

表 4-2 住民・事業者・行政の取組み (2/2)

方	針	施策	行政	事業者	住民	
	既存施設の済	既存施設の維持管理の徹底	・搬入ごみチェック体制の強化[組合] ・施設整備体制の充実[組合] ・安全・安定的な処理[組合] ・効率的な施設運営[組合]	・分別収集への協力 ・適正な分別排出 ・適正な自己搬入	・分別収集への協力	
	適正管	収集作業の安全性の確保	•安全運転、安全確認		・分別の徹底	
		1市3町連携による事業の推進	・ごみ減量施策統一化の検討 ・処理手数料統一化の検討			
環	広域	効率的な収集運搬体制の確立	<ul><li>・新施設稼働に向けた収集運搬管理の 見直し</li><li>・連携強化</li></ul>	・適正な分別排出	・ごみ出しルールの遵守 ・収集時間への協力	
境負荷	化による	新焼却施設の整備	・運営・管理方法の検討 [※組合] ・収集・運搬の適正計画の検討			
軽減を考え	うごみ処理	廃棄物焼却による熱エネルギー回収	・発熱・余熱利用設備の整備[※組合] ・余剰電力の売却[※組合]			
えた適正処	体制の確	資源化施設の維持管理	<ul><li>・資源化施設の補修・維持管理[※組合]</li></ul>			
理	立	最終処分場の維持管理・延命化	・ごみ減量化の啓発 ・大泉町外二町最終処分場の将来活用 の検討 [※組合] ・焼却灰資源化の検討[※組合] ・最終処分方法の検討[※組合]			
		二酸化炭素排出量の削減	・収集車両低公害車へ更新 ・熱回収施設の設置[※組合] ・排出抑制の啓発、ハイブリッド車導入 [※組合] ・中間処理施設の適正管理[※組合]	・プラスチックごみ等の発生抑制 ・環境負荷の少ない製品の選択、車の開発	・プラスチックごみ等の発生抑制 ・店頭回収の利用 ・収集時間への協力	
		適正処理困難物への対応	・適正処理困難物の事業者回収の法整 備に向けた働きかけ ・処理相談窓口や販売店の紹介[※組 合]	・適正な分別排出	・分別収集への協力	
1	罩	不法投棄の防止	・パトロールの実施 ・周辺自治体、県、警察との協力体制 ・情報の提供	・行政への通報 ・自主パトロールの実施 ・情報の提供	<ul><li>・行政への通報</li><li>・地域一斉清掃の実施</li><li>・自主パトロールの実施</li><li>・情報の提供</li></ul>	
‡ 1 0	¢竟美七の推進	ポイ捨て防止と美化啓発の推進	・住民への啓発 ・ボイ捨て防止推進事業 ・新規指定区域について検討 ・横断幕、懸垂幕、のぼり等の設置によ る啓発 ・広報、インターネットによる啓発	・キャンペーンへの参加 ・ボランティアへの参加 ・地域との連携	・キャンペーンへの参加 ・ボランティアへの参加 ・美化意識の向上	
		イベントでの減量化の推進	<ul><li>マイカップ、マイハシ持参の呼びかけ</li><li>ごみ持ち帰り、分別排出の周知</li></ul>		・マイカップ等持参 ・ごみ持ち帰り	
	₹	再生可能エネルギーの活用	・太陽光発電の併設検討、太陽光パネルの設置			
	で D 也	災害時のごみ処理対策	・近隣市町との連携体制の確立	・ごみ処理の協力	・地域における応援体制の確立	
<u></u> *★#	市外=	     町組合を含む				

※太田市外三町組合を含む

# 第6節 ごみ排出量の将来予測

# 1. ごみ排出量

表 4-3 ごみ排出量

(単位: t/年)

		実 績					見通し		
		平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和3 年度	令和 4 年度	令和 10 7年度	令和 15 年度	令和 20 年度
人口	(人)	26, 731	26, 432	26, 241	26, 044	25, 787	24, 385	23, 442	22, 411
	可燃ごみ	6, 032	5, 892	5, 911	5, 758	5, 734	5, 331	5, 052	4, 759
	不燃ごみ	213	220	280	188	168	149	126	109
家庭	資源ごみ	616	268	283	372	452	431	409	387
家庭系ごみ	その他ごみ	10	15	16	17	0	0	0	0
	粗大ごみ	66	75	109	85	69	66	63	60
	計	6, 937	6, 470	6, 599	6, 420	6, 423	5, 977	5, 650	5, 315

資料:大泉町外二町環境衛生施設組合

邑楽町生活排水処理基本計画

## 第1章 生活排水処理計画の基本的事項

#### 第1節 生活排水処理基本計画策定の背景

群馬県では、「一般廃棄物処理マスタープラン」、「群馬県循環型社会づくり推進計画」のほかに、下水道や農業集落排水、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽などの各種汚水処理事業を効率的に配置し、生活環境の改善を図るとともに、利根川の最上流県として期待される河川環境の整備を目指すことを目的として、「群馬県汚水処理計画」を策定しています。

「群馬県汚水処理計画」は、さまざまな汚水処理事業を効率的に配置し、生活環境の改善 (便所の水洗化など)を図るとともに、県民にとって最良の水環境を取り戻すこと、利根川 の最上流県として期待される河川環境の整備を目指すことを目的としています。また、新た に汚水処理施設の整備をより効率的に進めるため、広域化・共同化計画を盛り込んだ計画の 策定をしています。

このような群馬県の計画を受け、邑楽町生活排水処理基本計画では、邑楽町の生活排水を適正に処理し、長期的かつ総合的な視野に立った基本的な方針を定めるものとします。

#### 1. 生活排水処理基本計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、ごみ処理と生活排水処理の2編で構成されています。 生活排水処理基本計画は、一般廃棄物のうち、生活排水処理についての基本計画を定めます。

#### 2. 計画の対象

生活排水処理計画において、対象とする廃棄物は、一般廃棄物のうち、ごみを除いた「生活排水」とします。

# 第2章 生活排水の現況

#### 第1節 生活排水処理体制

邑楽町の生活排水は、公共下水道による処理と、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及びし尿汲み取り槽の個別処理によって行われています。

公共下水道は、太田市、千代田町、大泉町及び邑楽町を西邑楽処理区として整備され、 西邑楽水質浄化センターにて、処理されています。

合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及びし尿汲み取り槽から生じたし尿及び浄化槽汚泥については、「邑楽町し尿及びし尿浄化槽汚でい処理に関する事務の事務委託に関する規約」に基づき、大泉町衛生センターへ搬入され、処理を行っています。

## 第2節 下水道

下水道は、太田市、千代田町、大泉町及び邑楽町を西邑楽処理区として整備された、流域下水道を利用しています。下水道によって運ばれた生活排水は、西邑楽水質浄化センターにて処理されています。

表 2-1 流域下水道 (西邑楽水質浄化センター)

区分	全体計画	都市計画決定	下水道法事業認可	現況	
告示又は認可日		平成2年12月4日	平成 24 年 3 月 6 日		
目標又は事業年度	令和8年度		平成3年度		
	7140千度		~平成 28 年度		
関連市町数	4 市町	4 市町	4 市町	4 市町	
処理区域面積(ヘクタール)	3, 256		900	651	
処理区域人口 (千人)	91		30. 3	26. 2	
処理能力 (日最大)	50. 8		19. 2	19. 2	
(千立方メートル/日)	50. 6		19. 2	19. 2	
管渠延長 (キロメートル)	24.9 (4 幹線)	16.7(4 幹線)	19.3 (2 幹線)	19.3 (2 幹線)	
ポンプ場 (箇所)	2	2	1	1	
処理場面積(ヘクタール)	10	10	10	10	

※関連市町:太田市、千代田町、大泉町、邑楽町

## 第3節 収集運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥は、町が許可した収集業者に町民が直接、収集を依頼することで、 収集・運搬が行われます。収集・運搬車両はバキューム車で行っています。

今後、し尿及び浄化槽汚泥の収集量は減少が予測されるため、現在の許可業者が所有する収集車両台数などにより、適正かつ安定的な収集・運搬が可能なことから、この体制を継続することを基本とします。

表 2-2 に邑楽町の一般廃棄物の収集運搬についての手数料を示します。

表 2-2 一般廃棄物の収集運搬についての手数料

種別	区分	単位	金額	対象	
1 🕏	普通手数料	360につき	200 円	町所有の公共施設を除く普通世帯、会社、事業所等	
し尿	特定手数料	360につき	170 円	町所有の公共施設	

## 第4節 中間処理状況

## 1. 中間処理体制(し尿処理施設)

大泉町衛生センターの施設概要を表 2-3 に示します。

表 2-3 大泉町衛生センター

施設名	大泉町衛生センター
所在地	大泉町仙石二丁目 28番1号
敷地面積	8, 439. 22 m²
処理能力	80 kℓ/日
形式	湿式酸化処理+標準脱窒素処理+凝集分離+高度処理
竣工	昭和 55 年 3 月
事業費	2,877,508 千円(増設分含む)

## 2. 放流水質

大泉町衛生センターにおいて処理後に発生する放流水は、主幹排水路を経由して利根 川に放流されています。

大泉町衛生センターの放流水質を表 2-4 に示します。

表 2-4 放流水質 (令和 4 年度時点)

マハ	水素イオン濃度	生物化学的酸素	浮遊物質量 (SS)	
区分	(pH)	要求量 (BOD) (PPM)	(PPM)	
町設定値	5.8以上~8.6以下	10	10	
厚生労働省	5.8以上~8.6以下	20	70	
基準値	5.6 以上 96.6 以下	20	70	
4月	7. 1	2.5	2.8	
5 月	7.2	<1.0	<1.0	
6 月	7.4	1.6	<1.0	
7月	7.0	<1.0	<1.0	
8月	7.2	1.6	<1.0	
9 月	7.5	1.4	<1.0	
10 月	7.4	1.8	<1.0	
11 月	7.6	1.7	<1.0	
12 月	7.7	1.1	<1.0	
1月	7.5	2.2	<1.0	
2 月	7.2	1.4	<1.0	
3 月	7.3	1.6	<1.0	

## 3. し尿及び浄化槽汚泥の発生量

し尿については減少傾向、浄化槽汚泥については、令和2年度をピークに減少傾向で 推移しています。

し尿は、下水道への接続や合併処理浄化槽への転換から減少しているものと考えられます。浄化槽汚泥については、下水道接続による減少もありますが、汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換により汚泥が増加するため、浄化槽汚泥の総量はほぼ横ばいに推移しています。

表 2-5 し尿及び浄化槽汚泥の発生量

		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
	し尿	916	982	1, 013	940	855		
大泉町	浄化槽汚泥	19, 059	19, 623	20, 256	20, 233	20, 761		
	小計	19, 975	20, 605	21, 268	21, 173	21, 616		
	し尿	1, 442	1, 103	1, 056	1,014	919		
邑楽町	浄化槽汚泥	9, 403	9, 519	9, 714	9, 517	8, 298		
	小計	10, 844	10, 622	10, 770	10, 531	9, 217		
合計		30, 820	31, 227	32, 039	31, 704	30, 832		

(単位:kℓ)

## 第5節 最終処分状況

#### 1. 最終処分体制

し尿及び浄化槽汚泥の処理に伴い排出される脱水汚泥については、最終処分場を所有 していないため、大泉町衛生センターから排出される脱水汚泥の最終処分については、 民間の処理施設で委託処分を行っています。

## 2. 最終処分

最終処分量

脱水汚泥の最終処分量の実績を表 2-6 に示します。

118, 730

大泉町及び邑楽町の脱水汚泥の最終処分量は、令和元年度に大きく増加していますが、 全体的には減少しています。

令和2年度 平成30年度 令和元年度 令和3年度 令和4年度 大泉町 76, 937 108,676 79,813 64, 155 65,824 邑楽町 55, 984 28,076 41, 793 40, 387 31,885

120, 200

表 2-6 最終処分量の実績

164, 660

(単位:kg)

93, 900

96,040

# 第3章 生活排水処理の基本方針と基本的な取組

## 第1節 生活排水処理の基本方針

昨今、水質汚濁の主因は、工場や事業所等からの排水から、台所や風呂等からの生活 排水に移行してきています。

利根川の最上流県として期待される河川環境の整備を目指し、良好な水辺環境とその 周辺を含めた自然豊かな空間を維持していくために、これまでの生活排水対策を継続・ 発展させていく必要があります。

#### 第2節 生活排水処理の基本的な取組

#### 1. 公共下水道整備事業の推進

1) 下水道の整備にかかる取組

下水道幹線管渠、面整備管の整備にあたり、社会資本整備総合交付金等の国庫交付金を活用し計画的に整備推進に取り組みます。

また、供用開始済みの区域については、下水道への接続の促進に努めます。

### 2) 下水道接続の促進

下水道の普及促進を図ることを目的に、処理区域内において、公共下水道接続補助金の交付を行います。

また、公共下水道の供用が開始された区域における下水道への接続工事を促進するため、水洗便所改造資金融資あっせん及び利子の補給を行います。

#### 2. 合併処理浄化槽の普及促進

1) 高度処理型合併処理浄化槽の設置費補助

浄化槽処理促進区域において、水質浄化に効果のある合併処理浄化槽を普及するため、 浄化槽(5~10 人槽)の設置又は転換(単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換設 置)にかかる費用の一部を補助します。

#### 2) 普及啓発

浄化槽の維持管理(保守点検・清掃・法定検査)及び合併処理浄化槽の設置費補助事業等について、広報おうら、ホームページ及びイベント等の機会を利用して啓発を行います。

#### 3. し尿処理施設の維持管理

大泉町衛生センターは老朽化が進行していることから、広域化での処理に向けて、調整・検討をしていきます。

# 第3節 計画の見直し

事業の実施効果を検証するため、本計画及び関連計画の実施状況を把握し、社会経済 情勢の変化、国や県の動向などに注視し、必要に応じて見直しを行います。